

川崎医療福祉学会 編集委員会 投稿規程
(和文誌, 英文誌共通)

1. 投稿内容

本誌(和文誌, 英文誌を含む; 以下同じ)への投稿原稿は, 医療福祉およびその関連領域の学術的発展に寄与する論文とし, 他誌に未発表のものに限る。

2. 投稿資格

本誌への投稿は, 原則として川崎医療福祉学会会員に限る。共著者も論文掲載時には会員でなければならない。

3. 投稿承諾書

投稿に際しては, 共著者全員がその内容に責任を持つことを明示し, 署名捺印した投稿承諾書またはそれに相当する文書を添付する。

4. 投稿の区分

投稿論文の区分(原稿の種類)として, 以下を設ける。

総説(review article): 一つのテーマに関連する多くの研究論文の総括, 評価, 解説等。

論説(essay): 各分野における活動, 政策, 動向などについての提案, 提言。

原著(original paper): 新発見または創意を含むもの。

短報(short report): 原著と同じ性格であるが, 研究完成前あるいは速報的に書かれたもの。

資料(material): 調査, 統計等に関するもの。

症例報告/事例報告(case report): 学術的ないし実践的に興味深い症例・事例を報告するもの。

5. 投稿原稿

本規程および執筆規程に従うものとする。

6. 採否

投稿原稿の採否は, 査読者の意見を参考にして, 編集委員会で決定する。場合により修正を求めることがある。修正を求められた場合は原則として2週間以内に修正原稿を提出することとし, 特段の理由なくその期限を過ぎた場合, 査読を停止し著者に差し戻しをおこなう。差し戻された原稿は, 次号以降にエントリー及び投稿があった場合, 新規の投稿論文として処理される。

7. 校正

著者校正は初校のみとする。この際, 文章の書き換え, 図表の修正は原則として認めない。

8. 掲載料

掲載料は執筆規程に定める範囲内までは無料とするが, それを超えるものに関しては, その分量に応じて超過料金を支払うものとする。超過料金の金額については別に定める。

9. 別刷

別刷は30部まで無料(ただし表紙なし)とし, これを超える場合は, 実費負担とする。

10. 著作権

本誌に掲載された原稿の著作権は, 川崎医療福祉学会に属する。但し, 著者が使用する場合は本会の許諾を必要としない。

11. 投稿先

投稿原稿は, 別途定める方法に従い, 下記宛に提出する。

〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学 川崎医療福祉学会誌 編集委員会事務局

12. 投稿規程の改正

本規程の改正は, 編集委員会の議を経て行う。